



薩摩川内市議会だより

新春号

平成30年1月1日発行



本
年
も
、
議
員
一
丸
と
な
っ
て
市
勢
発
展
に
努
め
て
参
り
ま
す
。

発行／薩摩川内市議会
編集／広報委員会

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
TEL 0996-23-5111 FAX 0996-23-5015

年頭のごあいさつ

薩摩川内市議会

市民の皆様には、輝かしい「戌年」の新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

本年は、川内駅東口に計画が進められておりますコンベンション施設が着工の運びとなります。2020年7月のオープンに向け期待するところであります。さらに、東郷学園義務教育学校も東郷地域に建設が進められ、小中一貫校としての姿が見えて参ります。また、開港30周年を迎えました川内港は、韓国、台湾との定期コンテナ航路のほか、神戸港を結ぶ国際フェリー航路を開設し、港周辺の整備も計画中であります。一方、南九州西回り自動車道も延伸が着々と図られ、水引・阿久根間においては、用地買収が進められており、計画に沿った予算獲得が急務となっております。

このような中、本市議会では、市民の声を議会に反映するための諸事業に取り組んでおります。公募による各種団体と議員との意見交換会の開催、また、議員自身の政策形成能力等の向上を図るための研修会や勉強会を開催し、研さんに努めております。さらに、議会の広報活動の強化を図るため、昨年、「議会だより編集委員会」を「広報委員会」に改編しました。今後も広報活動を幅広く展開いたします。

今後とも、議会基本条例に則り議会活動を展開して参りますので、変わらぬご指導とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、この一年が皆様にとりまして実り多い年になりますようお祈りし、新年のごあいさついたします。

行政視察の状況

行政視察の具体的な調査結果は、ホームページに掲載しております。また、調査報告書は議会事務局で閲覧できます。

総務文教委員会

(1)調査日

10月18日～20日

(2)調査項目

- ①働き方改革の取組について
 - ②災害時応援協定の取組について
 - ③コミュニティスクールの取組について
- 【東京都調布市】
【埼玉県草加市】
【群馬県伊勢崎市】



調布市

企画経済委員会

(1)調査日

10月30日～11月1日

(2)調査項目

- ①生涯活躍のまち(CCRC)の取組について
 - ②地域公共交通について
 - ③地域資源を活用した観光施策について
 - ④農産物のブランド化について
- 【①②石川県輪島市】
【③④石川県珠洲市】



輪島市

市民福祉委員会

(1) 調査日

10月16日～18日

(2) 調査項目

① もやいネットセンター推進事業
について

【山口県周南市】

② 認知症ケア推進事業の取組につ
いて

【大阪府泉南市】



周南市

建設水道委員会

(1) 調査日

10月30日～11月1日

(2) 調査項目

① 雨水利用への助成制度について

【高松市】

② かわまちづくりの取組について

【徳島市】



高松市

川内原子力発電所 対策調査特別委員会

(1) 調査日

11月9日・10日

(2) 調査項目

① 広域避難計画の策定について

【茨城県東海村】

② 使用済燃料乾式キャスクの製造
状況について

【株式会社製作所臨海工場
茨城県日立市】

③ 原子力発電所の廃止措置の取組
及び使用済燃料乾式キャスク貯
蔵施設の状況について

【東海発電所及び東海第二発電所
茨城県東海村】



東海発電所(東海村)

平成29年行政視察受入状況

平成29年12月1日現在

| 調査項目 | 来訪議会 ()内は来訪者数 |
|-----------|--------------------------------------|
| スポーツ施設・合宿 | 大崎町(21)、鹿屋市(18)、宮崎県串間市(5)、愛媛県新居浜市(1) |
| 次世代エネルギー | 福井県敦賀市(8)、兵庫県西宮市(3)、大阪府泉佐野市(3) |
| 原子力防災 | 新潟県上越市(7) |
| 市町村合併の検証 | 栃木県栃木市(4) |

※現在、視察の受入れに当たっては、市内に宿泊してもらうようお願いしております。

請願・陳情の案内

1 請願とは

請願とは、国民が国又は地方公共団体の機関に対し、特定の事柄について適切な措置をとってもらうため、その実情を訴えることをいい、国民の請願権については憲法第16条で保障されています。

本市議会に対する請願は、地方自治法の規定に基づき議員の紹介により文書によって提出していただき、議会に上程後、審議されます。

2 陳情とは

陳情は、請願の提出とは異なり議員の紹介は必要ありませんが、次の要件の全てに該当する必要があります。また、提出された陳情を審議するかどうかは議会運営委員会で決定することとなります。なお、陳情として審議しないものについては、全議員に陳情書の写しを配付します。

(1) 本市にお住まいの方から提出された陳情であること。

(2) 陳情の趣旨が本市又は本市議会の権限に関する内容であること。

(3) 陳情の趣旨が公益の利益を目的とするものであること。

3 提出方法

請願書・陳情書は、請願・陳情の趣旨、年月日、提出者の住所、氏名(法

人、団体の場合は名称と代表者氏名)、連絡先を記載し、押印の上、議会事務局へ提出(又は郵送)してください。なお、請願の場合は、このほか紹介議員の署名又は記名押印が必要となります。様式については左の様式例を参考にしてください。

| | |
|--|---|
| 陳 情 書 平成〇年〇月〇日 薩摩川内市議会 議長 〇〇 〇〇 様 陳 情 者 所 名 住 氏 氏 電 話 番 号 〇〇〇〇に関する陳情 陳情趣旨 陳情事項 | 請 願 書 平成〇年〇月〇日 薩摩川内市議会 議長 〇〇 〇〇 様 紹 介 議 員 請 願 者 所 名 住 氏 氏 電 話 番 号 〇〇〇〇に関する請願 請願趣旨 請願事項 |
|--|---|

※議会での審議
 閉会中に提出された請願・陳情については、次の定例会で審議されます。なお、定例会中(最終日の7日前まで)に提出されたものは、定例会の最終日に審議するか、又は定例会後(閉会中)の委員会での審査を行うこととなります。

意見交換の団体募集 2月末日まで

市議会及び議員の政策提案機能の強化・拡大を図るため、議員との意見交換会を行う団体を募集しています。

1 対象

地区コミュニティ協議会、自治会、各種団体等各種団体については意見交換会に10人以上の参加が可能な団体)

2 開催時期

平成30年5月まで(議会の閉会中に開催。なお、議会の日程等により希望される時期に開催できない場合があります。)

3 意見交換の内容

提出していただいたテーマ(原則3件以内)に基づき意見交換会を開催します。テーマを設定される際は、議会として対応できないものや、政策に反映できないような単なる当局への苦情等を目的としたものにならないように御留意ください。なお、時間は1時間30分程度とします。

4 開催場所

原則、応募団体が希望される場所で開催します。なお、開催場所は応募団体が確保してください。

5 参加する議員

本市議会の議員を4班に編成しており、原則、一つの班(6〜7人)が参加します。

6 応募方法

申込書に必要事項を記載して、議会事務局へ提出してください。なお、ファクス、メールでも提出できます。

※申込書は本市議会のホームページに掲載しております。ホームページをご覧にならない場合は、議会事務局までお問い合わせください。

7 応募期日

平成30年2月末日まで



意見交換会(市高齢者クラブ連合会)

【申込・問合せ先】議会事務局
 TEL(23)51111(代表)
 FAX(23)5015
 kanrichosai@city.satsumasendai.lg.jp



市議会だよりは、国産竹を10%使った紙(中越パルプ工業株式会社川内工場で製造)を使用しています。